明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

14　第一項の規定は、第五十五条第一項の規定の適用を受けた特定株式については、適用しない。

15　第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第五項から第九項まで又は第十一項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

16　前三項に定めるもののほか、第一項又は第五項から第十一項までの規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十六の二の見出し中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同条第一項中「平成三十二年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第六十七条の十七第九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第二十七項の項中

及び同条第二十七項	を

に改め、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	を
及び同法	
「前条及び租税特別措置法	

に改め、同表第六十七条の十八第十三項の項中

租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	を
同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	

に改め、同表第六十七条の十八第十三項の項中

租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	を
租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法	
同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項	

に改める。

第六十八条の二中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「から第五十六条まで」を「、第五十六条」に改め、同条第三項中「、第五十五条の二」を削る。

第六十八条の五中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第三項、第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項第二号イ中「第六十八条の十五の七第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に改める。

第六十八条の十第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改める。

第六十八条の十一第一項及び第六十八条の十三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十四の見出し中「特別償却等」を「特別償却」に改め、同条第一項中「第四項」を「第三項」に、「平成三十二年三月三十一日までの期間」を「令和四年三月三十一日までの期間」に改め、同項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第四項」を「第三項」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第八項とする。

第六十八条の十四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十四の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十五の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる金額の合計額

イ　三十万円に(1)に掲げる数を乗じて計算した金額と二十万円に(2)に掲げる数を乗じて計算した金額との合計額

(1)　当該連結親法人及びその各連結子法人（認定事業者であるものに限る。以下この号において同じ。）の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計（当該地方事業所基準雇用者数の合計が当該適用年度の連結基準雇用者数を超える場合には、当該連結基準雇用者数。ロ(1)において同じ。）のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロ(1)において「調整地方事業所基準雇用者数」という。）のうち、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数をいう。(2)において同じ。）の合計に達するまでの数

(2)　(1)に掲げる数のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人で、当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けたものの個別特定新規雇用者数のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（(2)及びロ(2)において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数に達するまでの数